第六十四南極特別保護地区

一～七　（略）

八　科学調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

九～十五　（略）

第六十五南極特別保護地区

一～五　（略）

六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

七～十二　（略）

第六十六南極特別保護地区

（略）

第六十七南極特別保護地区

一～六　（略）

七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

八～九　（略）

十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）
アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	五十メートル
南極哺乳類及び南極鳥類（繁殖中のものに限り、マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）及びアプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）を除く。）	十五メートル
南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類（繁殖中のものを除く。）	五メートル

第六十四南極特別保護地区

一～七　（略）

八　科学調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

九～十五　（略）

第六十五南極特別保護地区

一～五　（略）

六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

七～十二　（略）

第六十六南極特別保護地区

（略）

第六十七南極特別保護地区

一～六　（略）

七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八～九　（略）

十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル
アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	三十メートル
南極鳥類のうち、ビゴスケリス・アデリアエ（アデリーペンギン）（繁殖地にいるものに限る。）	三十メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（換羽期のものに限る。）	
カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	